

令和5年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和5年3月8日（水）午後2時35分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（4番議員 三木浩一、7番議員 畑山剛一）

日程第2 会期の決定（3月8日（水）1日間）

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議員提出第1号 揖龍保健衛生施設事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定について

日程第5 議案第1号 揖龍保健衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

日程第6 議案第2号 揖龍保健衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第7 議案第3号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第5号 令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算

議案第6号 令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算

日程第9 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

### 会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	實	雅	典	4番	三	木	浩	一
5番	角	田	勝	6番	肥	塚	康	子	
7番	畑	山	剛	一					
9番	藤	澤	元之介	10番	出	原	賢	治	

### 会議に欠席した議員

なし

### 議事に関係した事務局職員

事務局長	貞	清	孝	之
総務課長	田	淵	寿	哉
財政係長	堀	竜	也	
総務係長	橋	本	敏	弘

### 地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
副管理者	(太子町長)	沖	汐	守	彦
代表監査委員		今	江	伸	
事務局長		貞	清	孝	之
事務局次長兼 環境業務課長		高	坂	文	泰
総務課長兼 医務課長		田	淵	寿	哉
衛生業務課長		黒	田	規	文
たつの市市民生活部 環境課長		坪	内	利	博
太子町生活福祉部 生活環境課長		池	田	誠	

## 開 会 挨 拶

○議長（角田 勝議員）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では春が始まっていますが、本格的な春の訪れが待ち遠しい季節となってきました。こうした中、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、本日ここに令和5年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が開会の運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第でございます。

今期定例会は、議員ご高承のとおり、令和5年度における本組合運営の根幹となります新年度各会計予算を審議する重要な議会であります。また、今期定例会に提出されました案件は、新年度予算のほか、本年度補正予算、条例制定、条例改正の議案が提出されており、いずれも重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重にご審議いただき、適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶いたします。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花も満開となり、日増しに春の気配が漂う好季節を迎えました本日、ここに令和5年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜り開会されますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。また、平素は事務組合運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今期定例会でご審議をいただきます案件は、既にお手元にお届けしておりますとおり、新年度予算のほか、本年度補正予算、条例案件の議案を提出いたしております。これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、全議案につきまして原案のとおりご賛同賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

## 開 会 宣 告

○議長（角田 勝議員）

ただいまより、令和5年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

○議長（角田 勝議員）

これより本日の会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果報告1件が提出されており、その写しを配付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名につきまして事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（貞清孝之君）

ご報告申し上げます。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員数は9名全員であります。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名についてであります。配付しております名簿のとおりでありますので、ご清覧願います。

以上でございます。

○議長（角田 勝議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

### ～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（角田 勝議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において4番三木浩一議員、7番畑山剛一議員を指名いたします。両議員、よろしく願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月8日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

～日程第3 副議長の選挙～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第3、副議長の選挙を行います。

去る1月10日、太子町議会選出の上山副議長が一身上の都合により辞職願を太子町議会議長宛てに提出し、同日付で許可されましたことにより当組合議会の副議長が欠員となっておりますので、副議長の選挙について協議いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によると決しました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、

が、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において副議長に10番出原賢治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました被指名人をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10番出原賢治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました出原議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選を告知いたします。

ここで、当選されました出原賢治議員より発言を求められておりますので、これを許します。

出原賢治議員。

○10番（出原賢治議員）

失礼いたします。出原賢治でございます。

このたびの副議長選挙、どうもありがとうございます。ご存じのとおり、私たちは来月末までの任期となっており、短い間ですが精いっぱい頑張らせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（角田 勝議員）

副議長の挨拶が終わりました。

～日程第4 議員提出第1号～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第4、議員提出第1号 揖龍保健衛生施設事務組合議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

本件については、あらかじめご協議願ったことでもありますので、提案説明、質疑の議事を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は提案説明、質疑の議事を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がないので、討論を終結して直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議員提出第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出第1号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第1号～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第5、議案第1号 揖龍保健衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（貞清孝之君）

ただいま議題となりました議案第1号、揖龍保健衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例制定につきまして、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、個人情報の保護につきましては各地方公共団体においてその取扱い等を規定する条例を制定しているところでございますが、他団体とのデータ連携など、デジタル化の対応に向けて個人情報の取扱いを全国的な共通ルールに統一し運用するため、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、本年4月1日に施行されております。これに伴い、揖龍保健衛生施設事務組合個人情報保護条例を廃止し、新たに揖龍保健衛生施設事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条は、条例制定の趣旨を定めるものでございます。第2条は、本事務組合の構成市であるたつの市のたつの市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定の一部字句を読み替えて準用するものでございます。

次に、附則でございますが、第1条は施行期日を、第2条につきましては本条例を施行するに当たり、揖龍保健衛生施設事務組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。第3条は揖龍保健衛生施設事務組合行政不服審査会条例の一部を改正するもので、引用条項及び字句の修正を行うものでございます。

以上で議案第1号の提案理由を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 勝議員）

上程議案に関する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（角田 勝議員）

ご発言がないので、討論を終結して直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第2号～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第6、議案第2号 揖龍保健衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（貞清孝之君）

ただいま議題となりました議案第2号、揖龍保健衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の理由及びその内容につきましてご説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国家公務員の定年が令和5年4月1日から現在の60歳から65歳に引き上げられることに伴い、国家公務員の定年を基準として定めている本事務組合が規定を準用しておりますたつの市職員の定年についても同様に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を導入するに当たり、本事務組合条例につきまして所要の改正を行い、揖龍保健衛生施設事務組合職員の再任用に関する条例につきましても廃止するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第1条の改正は引用条項の修正を、第2条は本事務組合の構成市であるたつの市のたつの市職員の定年等に関する条例の規定の一部字句を読み替えて準用するものでございます。

次に、附則でございますが、第1条は施行期日を、第2条につきましては再任用制度を廃止し定年前再任用短時間勤務制度を設けますことに伴い、揖龍保健衛生施設事務組合職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

以上で議案第2号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第2号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第3号及び議案第4号～

○議長（角田 勝議員）

次に、日程第7、議案第3号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第4号 令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（貞清孝之君）

ただいま議題となりました議案第3号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第4号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）の2件につきまして、一括して提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第3号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、公募型プロポーザルを実施しました結果、揖龍地域新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事前業務委託料が減少したことにより今年度の交付対象事業費2,761万円に対して全額交付金を充当することとしたため、一般廃棄物処理事業債、ごみ処理施設整備基金繰入金の減額及びその他事業費の確定により補正を必要とするものについて行っておりますので、ご了承お願いしたいと思います。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

補正予算第1条で歳入歳出それぞれ4,936万1,000円を減額し、予算総額を18億6,857万2,000円とするものでございます。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、3ページの第2表のとおり変更をしようとするもので、内容は先ほどご説明いたしましたとおり、事業費の確定により廃止するものでございます。

次に、補正予算事項別明細書の主なものを歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、事業費の確定による一般廃棄物処理基本計画委託料147万4,000円の減額、第3目基金費につきましては、各基金積立金の追加及び預金利率確定に伴う4,265万4,000円の積立金の追加でございます。

次に、第3款衛生費、第1項保健衛生費につきましては、火葬場空調設備更新工事511万9,000円の減額、市町派遣職員人件費負担金61万8,000円の追加でございます。

次に、第2項清掃費、第1目施設整備費につきましては、新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事前業務委託料の確定に伴う7,659万円の減額でございます。

次に、10ページ、第2目塵芥処理料につきましては、排出量から求めによる委託料491万3,000円の減額を、市町派遣職員人件費負担金334万9,000円の減額を、第3目し尿処理料につきましては、生し尿くみ取り減少に伴うし尿収集運搬委託料118万8,000円の減額でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

第2款使用料及び手数料につきましては、火葬場使用料145万8,000円の追加、塵芥処理手数料239万5,000円の減額及びし尿処理手数料112万円の減額でございます。

次に、第3款財産収入につきましては、基金利子の確定による56万3,000円の減額でございます。

次に、7ページ、第4款繰入金につきましては、歳出の補正に合わせ、繰入金1,568万6,000円を減額するものでございます。

次に、第5款繰越金につきましては、前年度繰越金2,765万3,000円を追加いたしております。

次に、第6款諸収入、第2項雑入につきましては、資源化物売払収入及びごみ収集袋販売収入等、647万3,000円の追加でございます。

次に、第3項受託事業収入につきましては、鳥インフルエンザ患畜等処理受託事業収入231万6,000円の追加計上でございます。

次に、8ページ、第7款組合債、第8款国庫支出金につきましては、それぞれ歳入の際に申し上げました事業に係る更正でございます。

次に、議案第4号、令和4年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算第1条で歳入歳出それぞれ601万7,000円を減額し、予算総額を3,735万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算事項別明細書の主なものを歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による受診者の減少により医療事務員の体制を見直したことにより、会計年度任用職員の報酬65万円の減額でございます。

次に、第2目基金費では、財政調整基金の積立金67万3,000円の追加でございます。

次に、第2款衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診者の減少により看護師及び薬剤師の体制を見直したことにより、会計年度任用職員報酬58万円の減額、薬剤業務委託84万円等の減額及び医薬材料費の減に伴う医薬材料費325万円の減額でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。

第1款診療収入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初の診療収入を見込むことが困難なため、540万3,000円の減額でございます。

次に、第4款財産収入につきましては、基金利子収入の確定による減額でございます。

次に、第5款繰入金につきましては、歳出の補正に合わせ、繰入金199万1,000円を減額するものでございます。

次に、第6款繰越金につきましては、前年度繰越金147万9,000円を追加しております。

次に、6ページ、第9款県支出金につきましては、ゴールデンウィーク中の揖龍休日夜間急病センター運営事業に係る補助金の追加計上でございます。

以上で議案第3号及び第4号の各会計補正予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、討論を終結して直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第5号及び議案第6号～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第8、議案第5号 令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第6号 令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（貞清孝之君）

ただいま議題となりました議案第5号、令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算、議案第6号、令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件につきまして、一括して提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第5号、令和5年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条において、歳入歳出それぞれ18億5,169万6,000円と定めております。

次に、第2条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法として3ページの第2表で総額9,520万円と定めており、その内容につきましては同表に列記いたしておりますので、ご清覧願います。

また、第3条、歳入歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を表示いたしております。

次に、予算の内容につきまして、主な内容について歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、10ページの歳出からご説明申し上げます。

第1款の議会費につきましては、議会に要する経費として222万3,000円を計上しております。

次に、第2款総務費につきましては2億2,050万8,000円を計上し、その

主な内容は、第1目一般管理費では組合職員及び市町派遣職員の人件費等で2億1,993万5,000円を計上いたしております。

次に、12ページをお開き願います。

第3目基金費につきましては、基金積立金として基金利子を計上しております。

次に、13ページをお開き願います。

第3款衛生費、第2項保健衛生費につきましては揖龍火葬場の管理運営費として7,554万7,000円を計上しております。その主な内容は、第10節需用費において2,650万5,000円を計上し、施設機能維持のため燃料費として灯油等431万6,000円、電気料及び上下水道料の光熱費1,121万円、経年劣化による火葬炉設備1号炉から6号炉の耐火材等の修繕料で968万9,000円を計上いたしております。

次に、14ページをお開き願います。

第12節委託料では、火葬炉等管理業務委託、清掃管理業務委託、予約管理システム保守点検委託等として4,563万8,000円を計上いたしております。

次に、15ページをお開き願います。

第2項清掃費、第1目施設整備費につきましては、新ごみ処理施設整備に係る新エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事前業務委託料として1億458万8,000円を計上いたしております。

次に、第2目塵芥処理費につきましては、揖龍クリーンセンターの管理運営費として13億6,299万3,000円を計上しております。その主な内容は、第1節報酬では会計年度任用職員11名分の報酬2,230万8,000円を、第10節需用費では揖龍クリーンセンターの操業に必要な消耗品として副資材のコークス、石灰石及び排ガス等の処理薬品、燃料費、光熱水費等で3億9,696万1,000円を計上しております。

次に、16ページをお開き願います。

第12節委託料では、操業委託2億2,008万8,000円、定期保守点検整備委託2億7,280万円、一般廃棄物収集運搬委託3億5,976万7,000円、総額9億1,039万6,000円を計上いたしております。

次に、17ページをお開き願います。

第17節備品購入費では、構内で使用します普通貨物車両及び重機の購入費等2,257万7,000円を計上いたしております。

次に、18ページをお開き願います。

第3目し尿処理費につきましては、揖龍衛生処理場の管理運営経費として4,986万3,000円を計上いたしております。その主な内容は、第10節需用費では電気料及び上下水道料の光熱費2,567万8,000円等で、3,070万8,000

0円を計上しております。

次に、第12節委託料では、し尿収集運搬委託、汚泥処理委託、設備保守点検委託等で1,619万円を計上いたしております。

次に、19ページ、20ページをご清覧願います。

第4款公債費につきましては、元金、利子を合わせまして3,497万4,000円を計上いたしております。

次に、第5款予備につきましては、100万円を計上いたしております。

以上で歳出が終わりまして、次に歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金につきましては、14億8,409万7,000円を計上しております。この市町分担金につきましては、組合規約第12条第2項及び分賦金の分賦率を定める条例に基づき算定いたしました各計上金額を計上いたしております。

その内容についてご説明申し上げます。

組合運営経費については1億3,666万4,000円を計上いたしております。し尿処理経費につきましては3,213万1,000円を計上いたしております。塵芥処理経費につきましては7億9,020万9,000円を計上しております。収集運搬経費につきましては4億4,099万1,000円を計上しております。火葬場運営経費につきましては4,912万8,000円を計上いたしております。施設整備経費につきましては3,497万4,000円を計上しております。

次に、たつの市、太子町に負担いただく分担費の額につきましては、たつの市より10億266万4,000円、太子町より4億8,143万3,000円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては2,666万5,000円を計上し、その主な内容は火葬場使用料でございます。

次に、7ページをお開き願います。

第2項手数料につきましては1億7,038万円を計上し、その主な内容は塵芥処理手数料及びし尿処理手数料等でございます。

次に、第3款財産収入につきましては、財政調整基金利子等により41万9,000円を計上しております。

次に、第4款繰入金につきましては2,215万1,000円を計上し、財政調整基金1,192万7,000円、ごみ処理施設整備基金1,022万4,000円の繰入金でございます。

次に、8ページをお開き願います。

第5款繰越金については、基礎額でございます。

次に第6款諸収入、第2項受託事業収入につきましては309万6,000円を計

上し、その内容は、にしはりまクリーンセンターの不燃残渣等処理受託事業収入でございます。

次に、第3項雑入につきましては3,364万9,000円を計上し、その主な内容は資源化物売払収入、ごみ収集袋販売収入等でございます。

次に、9ページをお開き願います。

第7款国庫支出金につきましては1,596万4,000円を計上し、その内容は新ごみ処理施設整備事業に係る循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、第8款組合債につきましては9,520万円を予定いたしております、その主なものといたしましては、新ごみ処理施設整備事業に係る一般廃棄物処理事業債などでございます。

以上で一般会計を終わり、引き続き議案第6号、揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算についてご説明申し上げますので、令和5年度休日夜間急病センター特別会計予算書をご清覧願います。

第1条におきましては、歳入歳出それぞれ3,166万1,000円と定めております。

次に、予算の内容につきまして、主な内容について歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、7ページの歳出からご説明申し上げます。

第1款総務費につきましては、142万7,000円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと1,066万5,000円の減額になっておりまして、その主な理由といたしましては、組合職員の人件費の組替え等によるものでございます。

第2目基金費につきましては、基金積立金として基金利子を計上いたしております。

次に、8ページをお開き願います。

第2款衛生費につきましては2,973万4,000円を計上し、その主な内容は診療経費として看護師及び医療事務員の報酬476万9,000円、医薬材料費197万8,000円、診療業務委託及び薬剤業務委託等として2,224万2,000円等でございます。

次に、第3款予備費につきましては、50万円を計上いたしております。

以上で歳出を終わります、次に歳入についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第1款診療収入につきましては、1,482万1,000円を計上いたしております。

次に、第2款分担金及び負担金については、休日夜間急病センター運営に係る地方交付税交付金として521万5,000円を計上いたしております。

次に、第3款使用料及び手数料につきましては、各種証明書発行手数料でございます。

次に、6ページをお開き願います。

第4款財産収入につきましては、財政調整基金利子等により4万9,000円を計上しております。

次に、第5款繰入金につきましては1,149万6,000円を計上し、財政調整基金の繰入金でございます。

第6款繰越金につきましては、基礎額でございます。

次に、第7款諸収入につきましては、薬容器代等でございます。

以上で議案第5号及び議案第6号の各会計予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、いずれも原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 勝議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご発言がありませんので、討論を終結して直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第5号及び議案第6号は、原案のとおり可決することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（角田 勝議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ～日程第9 一般質問～

○議長（角田 勝議員）

次は、日程第9、一般質問でございますが、今期定例会には通告がございませんでしたので、議事を省略いたします。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

#### 閉 会 宣 告

○議長（角田 勝議員）

これをもって、令和5年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

#### 閉 会 挨拶

○議長（角田 勝議員）

閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症対策に加え、原油価格、物価高騰対策などに追われる1年でありました。国においては、新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとしたウイズコロナに向けた新たな段階に移行されようとしておりますが、引き続き感染の拡大や物価高騰の長期化など、予断を許さない状況にありますので、理事者におかれましては、議員各位から寄せられている意見等を踏まえて今後の組合運営に当たられることはもとより、議会との連携を十分に図りながら、一層のご尽力をお願いする次第であります。

最後に、議員各位におかれましては、健康には十分にご留意賜り、今後とも本組合の発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶

挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

管理者。

○管理者（山本 実君）

令和5年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、議員各位におかれましては終始慎重なご審議を賜り、令和5年度各会計予算をはじめ、条例案件、補正予算の提案いたしました全ての案件につきまして原案のとおり可決いただきましたことに対し心から厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、感染症法における位置づけの変更等に関する対応方針が決定されたものの、その出口はいまだ明確ではなく、今後も感染拡大防止に引き続き注力する必要があります。

当組合といたしましては、住民の皆様身近なごみ収集などの行政サービスを担っておりますが、滞れば多くのご家庭や職場にご迷惑をおかけしますので、感染防止対策の徹底を図り、業務に取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも組合行政全般にわたり、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年3月8日

組合議会議長 角 田 勝

会議録署名議員 三 木 浩 一

会議録署名議員 畑 山 剛 一